

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

地域振興券の消費税処理

Q：地域振興券で商品を販売した場合、お釣りは出さないことになっていますが、そのお釣り相当額と消費税の関係について教えてください。

A：内訳を明らかにすれば、お釣り相当額については、消費税の課税売上げに計上する必要はありません。

【解説】

地域振興券の使用では、お釣りを支払わないこととされていますが、国税庁では、このお釣り相当額について、内訳を消費者に明らかにすれば、消費税の課税売上げに含めなくてもよいという結論を出しています。

例えば、税込経理をとっている事業者が、700円の商品を販売したケースで、地域振興券1,000円分を受け取ったとすると、商品700円、預り金1,000円（地域振興券）、釣銭300円（消費者には支払いませんが）とレシート等で明示すれば、お釣り相当額の300円については、雑収入として経理処理しておけば良く、1,000円を丸ごと消費税の課税売上げに計上する必要はないということです。

したがって、地域振興券にお釣りは不要ということで処理を省力化して、商品1,000円、預り金1,000円（地域振興券）、釣銭0円といったレシートを打った場合には、消費税込みで1,000円を売り上げたとして課税売上げに計上することになります。

